

**「都内観光促進事業」 (もっと楽しもう！TokyoTokyo)
事業概要**

都内の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、観光産業の早期回復を図るとともに、東京観光への都民ニーズにも応えるため、国の「Go To トラベル事業」とも連携し、感染防止対策を徹底した都内への旅行商品等への定額の支援を行う「都内観光促進事業」(愛称「もっと楽しもう！TokyoTokyo」略称「もっとTokyo」)を実施します。

1 事業目的

旅行業者等が企画する、都民を対象とする都内観光に係る感染防止対策を徹底した旅行商品等に助成する。

2 助成対象・助成金額

助成対象	助成金額
<ul style="list-style-type: none"> ・旅行業者等が取り扱う宿泊を伴う旅行 ・国の「Go To トラベル事業」に登録した宿泊事業者が直接販売を行う宿泊 	1泊 5,000円
<ul style="list-style-type: none"> ・旅行業者等が取り扱う日帰り旅行 	1回 2,500円

※本事業では、助成対象となる旅行商品等を取り扱うことができるのは、登録した旅行業者等となります。登録対象者、登録申請方法等については、「旅行業者等の公募」をご覧ください。

3 事業規模

400,000泊分

4 主な要件

(1) 実施期間

- ・令和2年10月23日(金)以降に販売を開始し、令和2年10月24日(土)以降に始まり令和3年3月31日(水)までに完了する旅行(予算がなくなり次第、終了となります。)

(2) 感染防止対策の徹底

- ・宿泊施設等における感染防止徹底宣言ステッカー掲出、旅行者への感染防止に向けたマナー啓発等チラシ配布等、感染防止対策を徹底

5 その他

- ・国の「Go To トラベル事業」との併用は可能(「助成金について」を参照ください。)
- ・都内島しょ地域等で利用可能なプレミアム付き宿泊旅行商品券「しまぼ通貨」との併用は、現地で支払いを行う場合のみ可能

<https://shimapo.com/>

助成金について

1 助成対象

助成対象となる旅行の助成前（割引前）の税込価格は以下のとおりです。

	助成額	助成対象（助成前の税込価格を基準）	
		GoToトラベルと併用する場合	GoToトラベルと併用しない場合
宿泊旅行 宿泊のみ	1人1泊当たり 5,000円	9,000円以上 (旅行者支払額850円以上)	6,000円以上 ※1 (旅行者支払額1,000円以上)
日帰り旅行	1人1回当たり 2,500円	4,500円以上 (旅行者支払額425円以上)	3,000円以上 (旅行者支払額500円以上)

※1 宿泊事業者が直接販売する際は、GoToトラベルと併用しない場合は、助成対象外。
GoToトラベルとの併用商品であることが助成の条件となります。

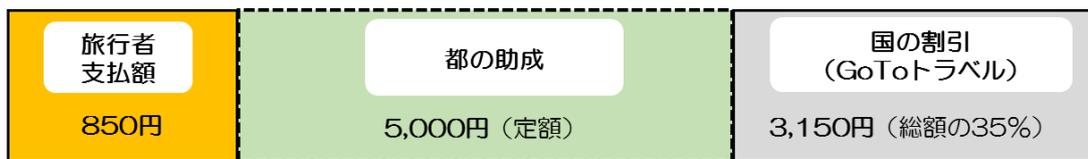
宿泊旅行・・・都内を宿泊地・目的地とする宿泊を伴う旅行（都内周遊に限る。）
旅行形態は個人旅行、団体旅行のいずれも可とします。

日帰り旅行・・・都内を目的地とする日帰り旅行（都内周遊に限る。）
旅行業者が予約・手配する交通機関（バス、ハイヤー、タクシー、船舶、航空機、鉄道など）の利用やガイドの同行があり、かつ、あらかじめ食事等を行程に組み込んだ募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行。
旅行形態は個人旅行、団体旅行のいずれも可とします。

2 助成イメージ（宿泊旅行の場合）

<GoToトラベルと併用する場合>

宿泊旅行の代金全体：9,000円



<GoToトラベルと併用しない場合>

宿泊旅行の代金全体：6,000円



※旅行者の負担が最低で1,000円程度となる助成の仕組み

※現地で支払を行う場合のみ、「しまぼ通貨」の併用が可能

旅行業者等の公募

本事業では、助成対象となる旅行商品等を取り扱うことができるのは、登録した旅行業者等となります。登録対象、登録申請方法等については下記をご覧ください。

1 登録の対象となる旅行業者等

(1) 旅行業者

旅行業法に基づき旅行業（第1種・第2種・第3種・地域限定）の登録を受けた者のうち、東京都内に事業所や営業所を置き、都内を宿泊地・目的地とする募集型企画旅行、受注型企画旅行又は手配旅行の催行実績のある者

(2) OTA 事業者

OTA（Online Travel Agent）のうち、日本国内に法人格を有し、日本国内における販売及び都内への送客において対応の実績を持つと認められる者

(3) 宿泊事業者

旅館業法に基づき旅館業の許可を受けた者のうち、東京都内の宿泊施設で営業（下宿営業を除く。風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除く。）を行う者

※旅行業者・OTA 事業者を介さずに、宿泊事業者が直接販売する場合は、国のGo Toトラベル事業に第三者機関を活用して登録した上で、本事業に登録することが必要（助成対象はGo Toトラベル事業と本事業の併用商品に限ります。）

2 登録申請

(1) 申請期間 令和2年10月9日（金）から令和2年10月16日（金）まで
（今後、11月と12月に追加公募を予定しています。）

(2) 申請方法 様式等をHPからダウンロードのうえ、申請してください。

3 事業者向け説明会

(1) 日時 令和2年10月15日（木）

〔旅行業者・OTA 事業者〕13時30分～ 〔宿泊事業者〕16時00分～

(2) 実施方法

①実地開催 〔場所〕財団会議室（詳細は別途通知） 〔定員〕各回20名（事前申込・先着順）

②オンライン開催 〔開催方法〕YouTubeでのライブ配信（要事前申込）

(3) 申込方法

参加を希望する場合、①実地開催、②オンライン開催のいずれも

令和2年10月13日（火）17時までにHPからお申込み下さい。

※Go Toトラベル事業への登録については地域へのアドバイザー派遣等の支援をしています。

4 今後の主な予定

日 時	内 容
10月15日（木）	事業者向け説明会（10月13日（水）17時参加申込締切り）
10月16日（金）	事業者の登録申請締切り
10月21日（水）～	事業者の登録決定
10月23日（金）～	旅行商品等販売開始（事業者ごとに販売開始時期が異なります）
10月24日（土）～	旅行催行
11月と12月に旅行業者等の追加公募を予定	